

松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



@ 編集協力 MDC2006
03 (3981) 2421



誌上ギャラリー

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(株エピック社刊)より

松嶋 楠城

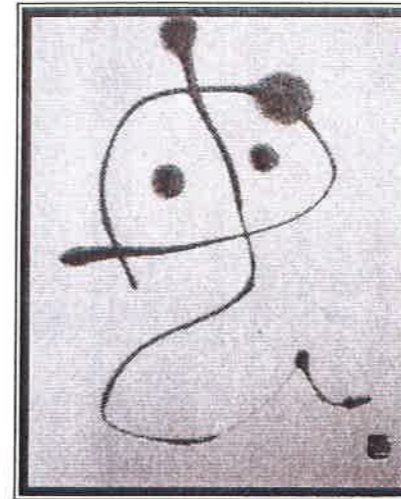
昭12.5~平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督



P78 81 「ふるさとの言葉となった街に来た」

(作評)
街に来たのは、外へ出て帰って来た時と、初めて赴く時とあるかも知れない。そんな二つの意味を「街に」の中に託している。
生まれたところ、育ったところ、今生きているところ、皆、それは、一人一人にとって大切な故郷なのです。

「墨のかたらい」 柴山抱海上海展
2013.11.23~12.17 上海大田画廊



柴山 抱海

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美术学院客員教授

「母」(22×17.5cm)

(説明)
淡墨で柔らかな細い線で、母の包み込むような大きな愛情を表現しようとしている。それは、作者の思慕表現そのものに他ならない。あたかも、単純とも思える空間の中に、実は、母との沢山の思い出が詰まっている。

さきづけ・あとづけ 『引継・継続・継承』 Vol.XIII (seq.150)
平成27年8月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

○このところ、日本の夏は、猛烈な暑さが当たり前となりました。「観測史上～」は、耳慣れたことばになったようにも思います。そして、駄々をこねる爆弾低気圧も頻繁です。そんな中、国税の職場も、7月の定期異動も終わり、新体制も一段落というところでしょう。異動に際し、事務引継には赴任期間が設けられていますが、昨今は、制度上はあっても、そのための時間は、割かないで切れ目が無いようにされていると聞きます。そう言えば、定期異動後、役所からは、いつもと同じ、まるで、何事もなかったかのように、問い合わせなど屬々と仕事が進められているように感じます。

○さて、今年は、マイナンバー制度が動いてきます。紐解いてみると、法令は、何でもござい、2年前に作られており、事前の学習はできたはずですが、従来の法律との関係などスッと入って来ないまま、愈々という感じです。高齢化社会を支えるには、「これまでの仕組みで持つのか？」ということがスタートだと思えますが、世代間を超えて、みんなで平等に負担していくことが、より求められているのだと思えます。この制度が、そのためのインフラだと思えば、やはり、必要なのだと思えますが、先日、高校の同級会の10人位の集まりでも「それはいい制度だと思ふ、必要な制度だよ」という意見を聞き、税理士として、しっかりした対処方針を持たない自分からしてみれば、各人の意識の高さに驚かされました。これから一月位の間に、顧問先はどのような対応を予定されているのかを聞きながら、自分なりに、よりよい方法が見つければと思っています。また、年相応に、近況を語れば、いつの間にか病気の話。医療費は、若い人ばかりではなく、もっと自分たちも持つべきという意見もあり、高齢者としての意識の変化を感じました。

○ところで、本業とともに、業界の地位向上にもなる活動をされている方がたくさんおられます。「みんなのため」「業界のため」に尽力される方を見ていて、頭の下がる思いです。原宿で長年男性アパレルを扱う渋谷法人会の優良申告法人会「渋谷優法会」の八木原会長も私には、そういう方に見えます。とりわけ、6月の父の日に合わせて、日本の素敵なお父さんを表彰される取り組みは、もう、30年以上にもなります。この「ベストファーザー・イエローリボン賞」は、毎年、いろいろなジャンルから選出されるようになっていますが、今年を受賞の方は、宇宙飛行士の若田光一さんとタレントのヒロミさん、元バレーボール選手の大竹秀之さん、鳥根県の石橋良治邑南(おおなん)町長そしてレベルファイブの日野 博社長の6名の方が受賞されました。表彰会場では、それぞれ受賞の方のスピーチがあり、家族との関係や間合いの話そして思いなど、受賞者の普段の暮らし振りや家庭、家族に向かう姿勢を聴けたのもよかったです。ヒロミさんなど自分の感想でグッと来る一幕もあり、思わず引き込まれそうになりました。いろいろな間合いの中で家族が成り立っていますが、大竹さんは、ご子息の二人が全日本の男女のメンバーだけれどバレーボールをやるようにすすめたことではないとのことでした。ホンの一コマですが、これも、八木原会長からのご案内で、そういう人のエピソードを聞く機会に恵まれたんだとあらためて思いました。

○一方、渋谷の道玄坂の堀内社長から、毎回お誘いがあった「2015年の会」も、この会の発足当時15年位は続けたということから始まったようですが、その最終回となる75回目の記念講演には、三笠宮彬子女王殿下の講演がありました。ご案内のとおり、女王殿下は、寛仁親王と信子妃の第一子で、英国に留学され日本美術史を専攻された方です。このような方の話を直に聞けることは、自分たちには、まったくありませんので、興味深く拝聴いたしました。話の内容は、子供のころにお父様である寛仁親王に連れられて行かれた「ハイランドゲームズ」が、後々の勉強へのきっかけに繋がったことでした。女王殿下の、子供の頃の目に映った奇異な世界が、そこに興味を持たせたということだと思えますが、さりげない話の中に、「大男のスカート姿」のその不思議さ、「棒投げをしている」姿形。民族衣装であり習俗であるが、それは、伝統を守ることであり、それを誇りとするということの理解につながったように受け取りました。そして、それは、日本においても、日本の文化を大切に「記憶の種をまく」ということで、自分たちが後世にしていける役目があるとお話でした。食事会にも出席され、そこでは、俳優の田村亮さんが「触れることのない話に参加できて心が豊かになった」と、そして、作家の伊澤元彦さんが、川柳を一句「すごろくの上がりて始まる次の日々」と会の区切りの意義をコメントされました。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージをお待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)

■所得税改革へ向けて 共働き・子育て・若者世代を後押し 社会構造の変化に対応

■税体系を総点検

政府は6月30日、経済財政運営の基本方針（骨太の方針）を閣議決定しました。税体系全般を総点検すると明記され、方針としては、「低所得若年層の活力維持」や「女性の活躍推進・子ども子育て支援」などが掲げられました。

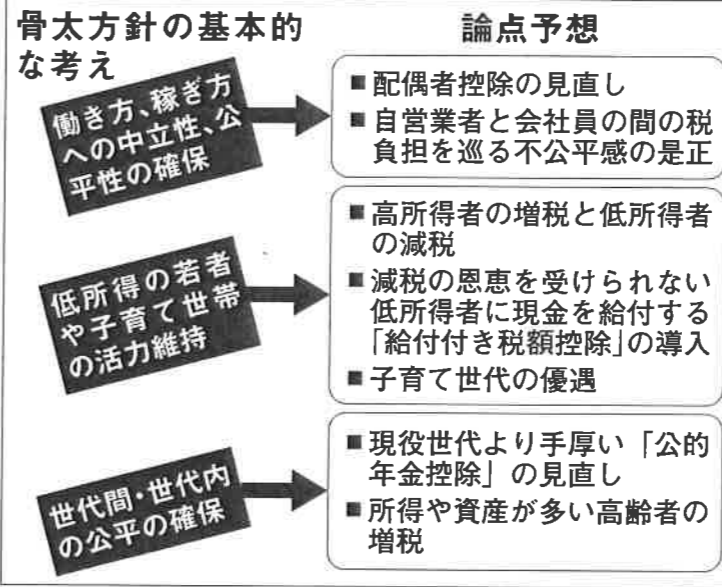
この骨太の方針を受けて、政府税制調査会が7月2日に開かれ、働く女性を増やし、子育て世帯を支援するため、税負担を軽くする制度などを根本から見直す所得税改革の議論がスタートしました。

■社会構造の変化

所得税を軽くする各種控除には、創設から長期間経過し、社会構造の変化に合

わなくなってきたという指摘が多くありました。

所得税の控除などの基本的な仕組みは1960年代までできたものです。この時代は、夫が会社員で妻



が専業主婦の世帯が多くを占める社会構造となっており、増え続ける人口が経済を押し上げていました。しかし、現在は多くの世帯で共働きが一般的です。また、少子高齢化の加速により人口も減少傾向にあり、増える高齢者を支える負担が働き手に大きくなっています。

■配偶者控除「103万円」の壁

中でも、専業主婦世帯の税負担を軽くする「配偶者控除」の見直しに關する議論が焦点になるといわれています。配偶者控除は、妻の年収が103万円以下なら、夫の所得金額から38万円が控除される仕組みです。パートなどで働く主婦の中には、この控除を受けるために、年末などの時期には勤務時間をあえて減らすといったケースが少なくありません。減税になる所得水準を意識するあまり、勤務時間をあえて減らしてしまう「103万円の壁」と呼ばれています。

補うために働く女性を増やすことが求められている一方で、女性の働く意欲をそいでしまっているこの制度の仕組みがミスマッチを生じさせている原因となっています。

また、年末などの繁忙期に人手不足に陥ることは、企業が成長する上で大きな問題になっているという指摘もあります。

政府税調では、妻の年収に關係なく、夫婦世帯を対象とした新たな控除の仕組みを作る議論を深める見通しで、収入の多い夫夫妻の所得から一定額の控除を認める「夫婦控除」を創設する案などが検討されています。

ただし、この制度だと適用対象者が大幅に増えるため高所得世帯は控除額を縮小したりする制限が必要であるとの指摘や、これまでの制度で恩恵を受けてきた専業主婦世帯が増税になれば反発することなども予想されます。このため、配偶者控除の見直しだけに限らず、所得税全般を見直し対象として慎重に制度設計をする考えです。

都道府県庁所在地の最高路線価でみると、前年より上昇したのは札幌、仙台、岐阜、静岡など21都市で、昨年の18都市に富山、福島、松山が加わりました。東京、名古屋、大阪、広島、4都市は上昇率が10%を超え、さいたま、横浜、金沢、京都、岡山、福岡の6都市も5%を超えました。

路線価、10都府県で上昇 全国では下げ幅が縮小 —国税庁、2015年分—

今年1月の税制改正で相続税の非課税枠となる資産の基礎控除は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」から「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられました。相続税の土地評価額は、路線価を算定基準としているため、路線価が上がれば課税対象も増えます。路線価が上昇した都市部では課税対象者の拡大が見込まれます。

「日本酒」の表示 純国産のみ限定

■国税庁

国税庁は国産米や国内の水を使って国内で醸造された清酒だけを「日本酒」として販売できるようにする方針を明らかにしました。外国産との違いを明確にし、日本産のブランド価値を高めて海外展開を後押しする方針です。

これまで日本酒の明確な定義はありませんでした。国税庁は年内にも日本酒について、地名を商品名に使う知的財産権である「地理的表示」に指定する予定です。地理的表示制度は世界貿易機関（WTO）の協定に基づく制度。特定の産地で特徴的な原料や製法で作られた商品だけがその産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができます。

日本を含む加盟国は指定された酒類や農産物などの特産品を保護するため、その地名を産地以外の商品に使わないよう取り決めています。日本酒が地理的表示に指定された後は、海外の原料や産地で作られた清酒は「日本酒」と表示できなくな

海外の「地理的表示」で保護されているお酒の例

- フランス○
ボルドー（ワイン）
コニャック（ブランデー）
- イギリス○
スコッチ・ウイスキー
- カナダ○
カナディアン・ウイスキー



世界的な日本食ブームを受け、日本酒の輸出も増加傾向にあります。2014年の輸出額は10年前の2倍強にあたる約115億円、輸出量は約2倍の約1万6300キロリットルに達しています。一方で米国やブラジル、中国などで現地産の米を使った清酒の生産も増加していることから、日本の生産者から日本酒ブランドの保護を求める声が強まっています。

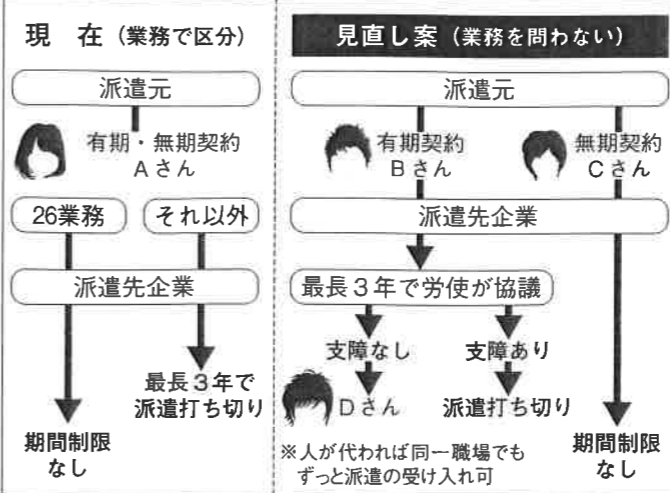
国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2015年分の路線価（1月1日現在）を発表しました。全国約33万地点の標準宅地は前年比で平均0.4%マイナスと7年連続で下落しましたが、下げ幅は前年より0.3ポイント縮小。リーマンショック以降の連続の下落となりましたが、下げ幅はこの7年で最も小さくなり、下げ止まりの傾向が強まりました。景気回復や円安の影響で、国内外の資金が都市部を中心とした不動産投資に回ったことが回復傾向を強めたとみられます。

47都道府県のうち、上昇したのは10都府県。昨年は8都府県でしたが、新たに京都府が7年ぶり、沖縄県が23年ぶりにプラスに転じました。東京、大阪、愛知の3都府県はそろって上昇しました。近年、円安などが買い材料となり、海外マネーの流入が進み、大都市圏で不動産価格が上昇しています。これらにけん引される形で地方都市でも下げ止まりや上昇に転じる状況となっているようです。また東日本大震災の被災者が移転

どう変わる？派遣社員の働き方 労働者派遣法改正案のポイント

派遣労働の規制を大幅に緩和する労働者派遣法の改正案が衆議院で可決され、今国会で成立する見通しとなりました。改正案は労働法制見直しの柱ですが、実は今回の改正は正社員中心の日本の雇用のあり方の見直しを迫るもので、影響は派遣労働だけに止まりません。そこで今回は労働者派遣法改正案のポイントについて取り上げます。

今回の改正のポイントは、分かりますか？



労働者を何年でも使えるようにする」ということです。同じ職場への派遣期間は、現在は専門性を必要としない一般業務では、原則1年、最長3年までしか働くことができません。何年も続けて働けるのは、専門性を必要とする26業務に限られています。

しかし、この26業務の中には、資料を整理する「ファイリング」やパソコンを使って会議の資料などを作成する「事務用機器操作」など社員でもできる仕事が増えてきて実態と合わなくなっています。専門業務が一般業務が曖昧なケースが少なくありません。

そこで改正案では、26業務の区分を撤廃しました。専門と一般の区別をなくし、すべての業務で1

人の派遣労働者が同じ職場で3年まで働くことを認めるように改正しました。ただし、3年までしか働けないのは、Aさんという個人です。Aさんの後はBさんというように3年ごとに人を替えれば、同じ職場で何年でも派遣労働者を使えるようになります。こうした派遣期間の延長について、派遣先の会社は労働組合の意見を聴かなければなりません。

派遣社員の立場から

派遣で働く人からみれば、26業務で期間を制限されずに働いてきた人たちが、同じ職場で3年までしか働けなくなり、新たな派遣先を探さなければならなくなるデメリットがあります。

このため、改正案では、派遣会社が雇用期間に定めがない「無期雇用」の契約を派遣労働者と結んでいくことにしました。ただ、今は派遣労働者の8割以上が雇用期間が限られる「有期雇用」です。IT業界などに派遣されるエンジニアなど専門的な仕事では、派遣会社が「無期雇用」で契約している場合がありますが、そうした雇用契約が広がらなければ職を失う人が出てくるおそれがあります。

企業の立場から

企業にとっては、すべての派遣労働者を同じ職場で使い続けられるメリットがあり、そうなれば、派遣労働は、もはや、臨時的な仕事ではなくなりません。派遣法が目的としてきた「常用代替の防止」、常に雇用されている正社員の仕事が派遣労働に取って代わられるのを防ぐという意味ですが、これが難しくなります。正社員の仕事が派遣労働に置き換えられて、不安定な雇用が拡大するおそれがあるとして、労働組合などは改正案に反対しています。

雇用安定措置の義務づけ

改正案は「雇用安定措置」という新たな取り組みを派遣会社に義務づけています。具体的には、派遣期間が終了する時に派遣会社が派遣先に「直接雇用」を依頼します。そして、採用されなかった場合は、新たな派遣先を紹介するか、派遣会社と無期雇用の契約を結ぶことを義務づけて雇用を安定させようというのです。

ただ、こうした措置が義務づけられるのは派遣期間が3年に達した場合だけで、3年未満では「努力義務」に止まり、十分な成果をあげられるかどうかは不透明です。

日常生活で何気なく使っているお金ですが、じっくりとお金を眺める機会も少ないことでしょう。ちなみに、漢字でお金に関するものを表す「財」「貯」「買」「贈」「貨」などの文字にはいずれも「貝」の文字が使われています。これは、古代中国では貝殻がお金の代わりに用いられていたことによるといわれています。

日常生活での購買や商取引にはかかせないお金。ここではお金にまつわる雑学を紹介しましょう。

硬貨の表と裏は？

年号が打たれている方が裏です。裏面には「1」「10」「50」などの額面数字があるため、こちらが表と思いがちですが、植物や建物の絵柄のある方が表となります。

昭和43年製の1円玉は存在しない

昭和30年代後半、1円硬貨の不足が続く、大量生産をしました。しかし、今度は過剰生産になってしまい、生産を一時中止したのが昭和43年でした。

紙幣の寿命

1万円札の寿命はおおよそ4〜5

「お金」の雑学・豆知識 ～1円玉のコストはいくら？～

年。10000円札や50000円札は1〜2年が寿命といわれています。このくらいの期間でお札はくしゃくしゃになり流通に適さなくなります。日本銀行が集まったお札は自動鑑査機に通され、再流通に適さなくなつたものは裁断処分され、外壁材やトイレトーパー、固形燃料などにリサイクルされます。

1円玉の製造原価

原材料であるアルミニウム地金のその時代の価格にもよりますが、1円玉の製造原価は約2〜3円といわれています。ちなみに10000円札の製造原価は約20円です。

破れたお札の交換

日本銀行法の第48条の定めにより、破れたお札は、表裏両面が備わっていて、残った面積が3分の2以上あれば日本銀行の本支店や銀行などで無償で交換できます。

陶器の硬貨

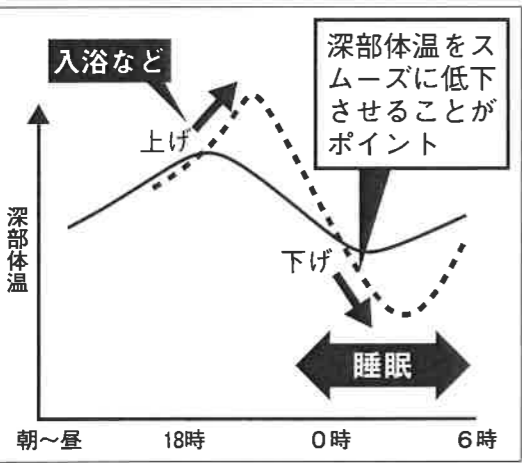
日本では太平洋戦争中の金属不足により、陶器でできた硬貨が作られました。ただし、最終的に陶器製の硬貨が造られたため、実際には市場に流通せずに、日の目を見ることなく廃棄処分されました。

夏の夜ぐっすり眠るには 深部体温を下げる工夫を

夏の暑い夜は寝つきが悪くなり睡眠不足になりがちです。日中の体の疲れがなかなか取れず、体調を崩しやすい方も多いのではないのでしょうか。朝までぐっすり眠るためには、体が本来持っている睡眠リズムを取り戻すことが大切です。睡眠リズム改善のためのポイントは「深部体温」にあります。

睡眠のリズム

暑い夜に寝つきが悪くなる理由は、気温だけでなく体温にも深い関係が



あります。体内の温度である深部体温は、朝の起床前から徐々に上昇し、活動している日中に最も高くなります。夜間は徐々に下がっていき、脳や体を休息状態に導いていきます。この深部体温の高低差が眠気となつて、睡眠リズムを作っています。つまり、深部体温が下がらないと心地よい眠りにはつけないのです。

入浴法を見直す

深部体温を下げるためには、体をいったん温めることが重要です。深部体温が高くなると、下げようとする体が本来持つ機能が働くためです。

夏の夜は、シャワーで済ませてしまいがちですが、シャワーよりもぬるめのお風呂に浸かった方が深部体温

が高くなり、入浴後の深部体温の下がり幅が大きくなるのが分かっています。この下げ幅が大きければ大きいほど、スムーズな睡眠へ導かれます。どうしてもシャワーだけという人は、最後にくるぶしの少し上のあたりにシャワーをあてて足首を温めるのも効果的です。

暑いとなるべく体を冷やしたいという気持ちにもなりますが、夏はいつも寝つきが悪いという人は、体が本来持つ機能を利用して、質の良い睡眠を得るように心がけましょう。



過払いした給与の清算

給与計算のミスにより、従業員の給与を払い過ぎてしまったとき、翌月の給与支払で過払い分を精算することは可能でしょうか。

労働基準法では、賃金は全額支払わなければならないと定められています。これを「賃金全額払いの原則」といいます。これは労働者の経済生活の安定を確保する目的のためです。したがって、使用者は労働者(従業員)に対する債権があっても、一方的に賃金と相殺することは許されないのです。

ただし、例外的に労使協定で「賃金の過払いがあった場合、翌月以降の賃金から控除する」などと定めておけば、給与から控除することは問題ありません。労使協定が締結されていない場合は原則として賃金から控除できませんが、判例では次のように控除する金額や方法、時期等については合理的な範囲内で行われるのであれば、賃金から控除することを認めています。

■賃金から過払い金を精算する場合の条件■

- ① 過払いの時期と賃金の清算時期とが密接した時期になされること。
 - ② 従業員へ過払いのため調整する旨を予告しておくこと。
 - ③ 控除額が多額にわたらないこと。精算する時期、方法、金額などからみて従業員の経済生活の安定を脅かすおそれがないかどうか判断のポイントとなります。つまり、過払いが起った時期と賃金から清算(控除)する時期がある程度密接した時期に行われることが必要です。一般的には翌月か翌々月の近接の月に調整しているケースが多いようです。
- また、精算について事前に従業員に予告しておくことと、1回あたりの精算金額が多額にわたらないように注意しなければなりません。
- 数ヶ月にわたり誤支給を続けた場合などは過払い金額が多額になり、翌月の給与で精算することは困難になります。このため従業員へ調整する予告をし、調整時期と、調整する金額の限度に注意して行いましょう。調整する金額が多額になる場合は、分割等の配慮が必要です。

厚生労働省は、労働者と企業のトラブルを裁判に持ち込まず、都道府県労働局長の助言・指導・紛争調整委員会のあつせん等で解決を図る「個別労働紛争解決制度」の2014年度の調査集計結果をまとめました。

個別労働紛争解決制度とは、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するために創設された制度です。裁判以外の紛争解決(ADR)の手段のひとつで、2001年にスタートしました。

「いじめ・嫌がらせ」が最多 労働相談、昨年度より5%増

厚生労働省は、職場でのパワハラ対策の周知啓発のため、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を同省ホームページで提供しています。従業員が安心して働き、その能力を発揮できる環境の構築を行うことが求められています。厚生労働省「パワーハラスメント対策導入マニュアル」

平成26年度に寄せられた総合労働相談件数は103万3047件と前年度比で1.6%の減少となりましたが、7年連続で100万件を超え、高止まりの状況が続いています。また、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別紛争に関する相談も23万8806件となり、依然として多くの相談が寄せられています。

内容別で見ると、パワーハラスメントに該当する「いじめ・嫌がらせ」が6万2191件(前年度比5.1%増)で、3年連続で最多となりました。

した。民事上の個別紛争に関する相談の全体件数が若干減少傾向にある中で、「いじめ・嫌がらせ」は年々増加しています。パワハラに次いで相談が多かったのは「解雇」に関するもので、3万8966件と前年度比11.4%減少しました。「自己都合退職」に関する相談は3万4626件で前年度比4.8%増加しました。



日本商工会議所 「消費税率引上げ対策」改訂版を発行

日本商工会議所は、消費税率引上げに伴う価格転嫁対策を分かりやすく解説した小冊子「ケースで考える消費税率引上げ対策」(改訂版)を発行しました。この小冊子は、消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことを踏まえ、作成されたものです。

日本商工会議所の調査によると、平成26年4月に消費税率が8%に引上げられた後、駆け込み需要とその反動減、物流の混雑、一部システムダウンなど様々な影響が企業に出たといわれています。

同冊子では、中小企業がさらなる税率引上げを乗り越えられるよう、今回発生した様々な影響を振り返るとともに、価格表示、新商品開発、資金繰り、消費税転嫁対策特別措置法への対応など、業種別のケーススタディを掲載しています。

冒頭の「消費税率引上げの経営への影響と対策の全体像」では、消費税率引上げについて、全ての商品で一律に転嫁できれば問題はないが、一

律に転嫁できない場合には適正な利益を確保できないことも考えられることから、商品ごとの価格の見直しにメリハリをつけたり、新商品の開発などにより事業全体で売上げや利益を確保する方を勧めています。

- 業種別では、①小売業(スーパーマーケット)、②飲食業(喫茶店)、③情報通信業(ソフトウェア開発)、④建設業、⑤製造小売業(雑貨の製造・販売)、⑥製造業(自動車部品メーカー)の6つのケースにおける消費税率引上げ対策を掲載。巻末には、「消費税率引上げ対策チェックリスト」も掲載しています。

同冊子は、各地の商工会議所を通じて、全国の中小企業・小規模事業者へ無料配布しているほか、日本商工会議所のホームページからダウンロードも可能となっています。前回の消費税率8%引上げ時の自社での影響と照らし合わせてみるとともに、今後の10%引上げ時に向け、あらためて対策の参考にしてみてはいかがでしょうか。

8月の税務と労務

一 税 務

- ★個人事業税の納付(第1期分) 納期限…8月中旬において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分) 納期限…8月中旬において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…8月31日
- ★個人事業者の27年分の消費税・地方消費税の中間申告 申告期限…8月31日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限……8月31日

「こだわり」の追求

顧客の価値観は千差万別です。価格を優先する顧客もいれば、品質にこだわる顧客、接客にこだわる顧客もいます。すべての顧客に満足してもらうことは難しいことです。どの理由でお店を選ぶかは顧客によりさまざまですが、顧客は自分にとっての都合のよさ、自分なりのこだわりでお店を選びます。▼企業経営でも重要なのは、「こだわり」です。言い換えれば、他店との「差別化」です。どうしてもゆずれない点、つまり、自社にとっての「こだわり」は何

でしょうか。こだわりを再認識することが企業にとっての強みとなり、この強みを磨くことにより、一層他店との差別化が可能となるのです。▼競合店を研究し、参考にすることも大切です。しかし、他店のことを気にしすぎるあまり、自社の強みがおろそかになるようでは本末転倒です。顧客に他店と比べ、他店以上に、自社の「こだわり」を提供することが差別化の近道となります。他店との差別化の本質は、自社の「こだわり」を再認識し、追求することです。